

## 個 別 注 記 表

### ( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

#### 1. 資産の評価基準および評価方法

たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準	原 価	法	(収益性の低下による簿価切下げの方法)
評価方法	商 貯	品 蔵	品 最終仕入原価法 品 最終仕入原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有する固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成19年3月30日改正 企業会計基準第13号)の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金 従業員等に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により設定しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

#### 4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

### ( 会計方針の変更 )

減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が134千円増加しております。

### ( 追加情報 )

会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

### ( 当期純損益金額に関する注記 )

当期純利益 1,239千円